

令和8年9月作成

令和9年度

保育所等利用 ガイドブック

(2・3号認定希望者向け)



申し込み・問い合わせ

富田林市 こども未来部 こども育成課

も く じ

1. 保育所等について	1～2
（１）保育所等とは	1
（２）教育・保育給付認定	1～2
2. 保育所等の利用について	3～4
（１）保育所等利用の流れ	3
（２）保育所等利用申し込みの受け付け	3～4
（３）申し込み時の必要書類	4
3. 状況別マニュアル 	5～9
（１）入所申請をお考えの方へ	5
（２）入所申請をする方へ	5
（３）入所申請中（結果待ち・随時選考中・入所決定後）の方へ	6
（４）在籍中の方へ	7～9
（５）その他の注意事項	9
4. 市内保育所等の一覧	10～11
5. 保育料（保育所等利用者負担額）について	12～15
（１）保育料（保育所等利用者負担額）の算定方法	12
（２）保育料（保育所等利用者負担額）の軽減	13
（３）その他	14
（４）保育所等保育料表	15
6. 各保育所等の諸費	16～18
7. Q&A 	19～20
8. お役立ちシート	21
9. 市内保育所等案内マップ	22

1. 保育所等について

(1) 保育所等とは

保育所等とは、児童福祉法に基づき、ご家庭で児童（乳幼児）を子育てしている保護者が就労や疾病、同居親族の介護など、保育を必要とする事由(P2④)に該当する場合、保護者に代わってお子さんを保育するところです。

利用を希望される施設によって、こどもの年齢や保育の必要性など、3つの区分による教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。



(2) 教育・保育給付認定

① 教育・保育給付認定とは

保育所等の利用を希望される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。本市では教育・保育給付認定申請書と入所申込書を兼ねていますので、各施設の利用申し込みと同時に申請していただくことができます。

本市では、教育・保育給付認定申請の内容を確認し、申請から概ね30日以内にお住まいの住所あてに教育・保育給付認定証を郵送します。（2・3号認定を申請される方については、保育の必要とする事由に該当する必要があります。P2④参照）

※教育・保育給付認定証は利用決定の通知とは異なりますのでご注意ください。

教育・保育給付認定証には、保育施設等の利用などに当たって必要な事項が記載されていますので、有効期間が満了するまで大切に保管してください。

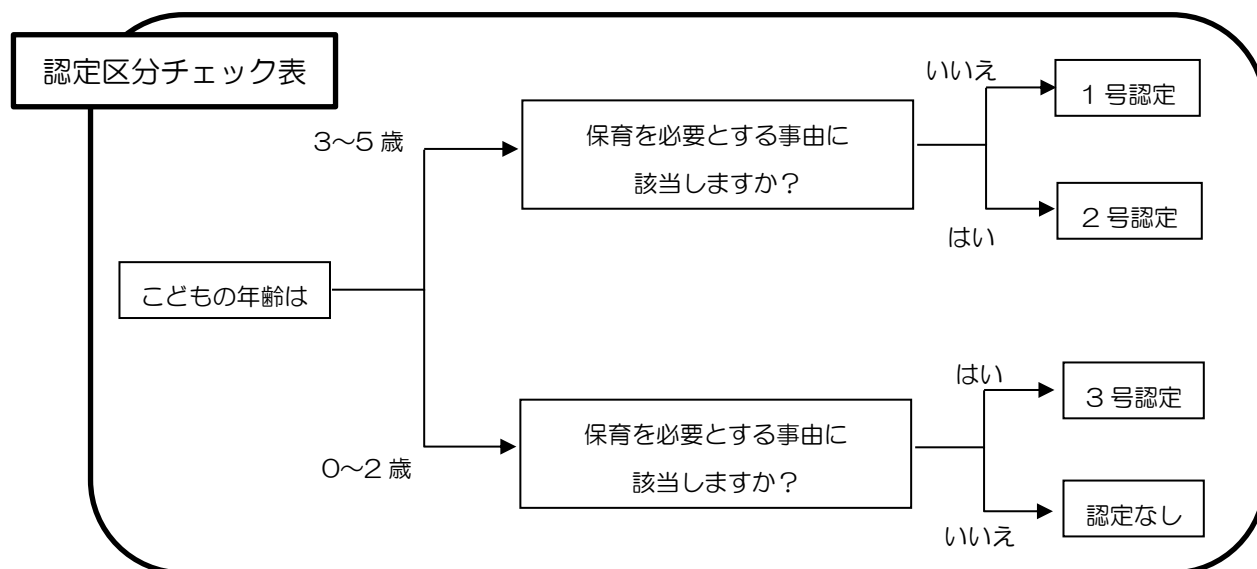
② 認定区分ごとの利用できる施設

認定区分	主な利用施設
1号認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育所、認定こども園、家庭的保育（2歳児のみ）
3号認定	保育所、認定こども園、家庭的保育

※こどもの年齢や保育を必要とする事由の有無によって、認定区分が異なります。

③ 認定区分について

こどもの年齢や保育を必要とする事由の有無によって、認定区分が異なります。次の表で申請する認定区分を確認できます。



④ 保育を必要とする事由について

2・3号認定を申請される場合は、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」に該当し、日中に家庭で保育ができない場合となります。

《保育を必要とする事由》

- ㊟ 就労など（月の就労時間が、64時間以上の場合）
- ㊞ 妊娠・出産（出産前後のため、児童の保育ができない場合）
- ㊟ 疾病・障がい（児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合）
- ㊨ 介護など（同居の親族（長期間入院などを行っている親族を含む。）を常時介護または看護している場合）
- ㊩ 災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合）
- ㊪ 求職活動（児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合）
- ㊫ 就学（児童の保護者が就学している（職業訓練学校などにおける職業訓練を含む。）場合）
- ㊬ 虐待・DVなどのおそれがある場合
- ㊭ 育児休業取得時に、すでに保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ㊮ その他、上記に類すると認める場合

2. 保育所等の利用について

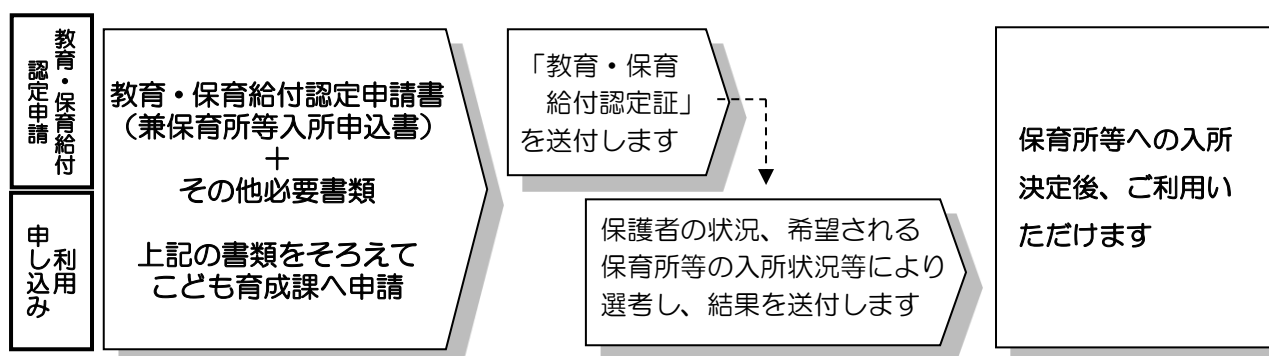
(1) 保育所等利用の流れ

●1号認定での利用を希望の場合

幼稚園、認定こども園など各施設に直接申し込みが必要です。申請方法や期日など、詳しくは各施設にお問い合わせください。

●2・3号認定での利用を希望の場合

教育・保育給付認定申請と入所の申し込みが必要です。下図の流れに沿って申請ください。



(2) 保育所等利用申し込みの受け付け

① 受け付け期間について

《令和9年4月からの入所を希望される場合》

	受け付け期間	結果送付時期
第1次受け付け	令和8年10月26日(月)～11月13日(金) ※土・日・祝日は除く ※11月8日(日) 臨時受け付け有り	令和8年 12月末
第2次受け付け	令和9年1月4日(月)～2月12日(金)	令和9年 2月下旬

●第2次受け付けも実施しますが、第1次受け付け分から順次選考していくため、残りの枠での選考となりますのでご注意ください。なお、定員に余裕のない場合は、待機していただくことがありますのでご了承ください。

《年度途中の入所を希望される場合》

	受け付け締め切り日
1日入所	前月の20日(20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)
16日入所	当月の5日(5日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)

② 受け付け時間等について

- ・受付時間：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）の午前 9 時～午後 5 時
- ・受付場所：市役所 4 階こども育成課（21 番窓口）
- ・令和 8 年度から待機されているお子さんについて、令和 9 年 4 月以降に入所を希望される場合は、再度申し込みが必要です。
- ・入所の決定は、希望された施設の中から選考しますので、希望されていない施設への入所はできません。
- ・市外の保育所や認定こども園、地域型保育事業等の利用を希望される場合は、ご相談ください。

（３）申し込み時の必要書類

●利用申し込みは、下表の必要書類などを提出・提示してください。

	必要書類		対象者	必要数
市配布書類 (記入の上提出必要)	①教育・保育給付認定申請書(兼保育所等入所申込書)		児童	児童 1 人につき 1 部
	②就労証明書	外勤・内勤	父・母および 65 歳未満の 同居祖父母	1 世帯につき各 1 部
		自営業 ※ 1		
		内職		
		育児休業	父または母	1 世帯につき 1 部
	③申立書	妊娠・出産	母	1 世帯につき 1 部
		疾病・障がい・介護・看護	該当する人	
		求職活動	父または母	
		就学	父または母	
	④児童健康問診票		児童	児童 1 人につき 1 部
⑤家庭等の状況届			世帯で 1 部	
保護者準備物	⑥母子健康手帳		児童ごと	
	⑦マイナンバーカードもしくは マイナンバーの確認できる書類※ 2		同居している 人全員	世帯員 1 人につき 1 部
	⑧不動産契約書等の写し		転入予定の方	世帯で 1 部

※ 1 自営業の方は就労証明書に加えて、営業の事実が確認できる書類（開業届、営業証明書、直近の確定申告書の控えなど）が申請の際に必要です。

※ 2 マイナンバー通知カードやマイナンバーの記載されている住民票などで確認します。その場合は本人確認書類が必要です。運転免許証など顔写真つきのものは 1 点、顔写真のないものは 2 点必要です。

お子さんの面談について

お子さんの健康上またはその他の理由により、保育所等における集団保育になじみにくいなど不安に思われる場合は、個別で面談をさせていただきます。面談の日程調整も可能ですので、事前にお問い合わせください。入所審査会でお子さんに必要なサポートができるよう専門家の意見を参考に入所の選考をいたします。

3. 状況別マニュアル

※この内容は令和8年9月現在のものです。

(1) 入所申請をお考えの方へ

① 保育施設の見学について

- ・施設の見学をしていただくことができますので、事前に見学を希望される保育所等に電話で確認をしてください。

(※時期によっては見学が難しい場合もございます。事前に保育所等にお尋ねください。)

(2) 入所申請をする方へ

① 緊急に保育が必要となった場合について

- ・保護者の死亡または疾病などのため緊急に保育所等への入所が必要となった場合、定員を超えて若干名の入所を承諾しています。

② 広域入所（市外の保育所等の入所を希望する場合）について

- ・保護者の勤務先近くに保育所等がある場合などは、本市以外の保育所等へ入所できる場合がありますのでご相談ください。

※ただし、入所は当該施設のある市町村にお住まいの児童が優先されます。

③ 障がい児保育について

- ・心身の発達に何らかの障がいを有する児童を対象に、集団保育の中で共に育つことを目的として、専門機関と連携しながら障がい児保育を実施しています。

④ 食物アレルギー児の給食について

- ・保育所等では、集団給食の範囲の中で、医師の指示のもと保護者との連携を保ち、除去食対応などを実施しています。詳しくは、各保育所等にお問い合わせください。

⑤ 医療的ケア児の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童に対し、市立保育所で日常生活を営むために必要な医療的ケアを提供するとともに、心身の状況に応じた適切な保育を受けられるよう取組を進めています。

詳しくは、こども育成課にお問い合わせください。

(3) 入所申請中（結果待ち・随時選考中・入所決定後）の方へ

① 結果の通知について

- ・ 保育所等入所申し込みの結果については、初回選考時及び入所が決まった時のみ送付いたします。
- ・ 待機状態が続く場合、2回目以降通知はございません。予めご了承ください。

② 求職活動要件で申請をした場合

- ・ 毎月 20 日までに「申立書」を市役所へ提出してください。
- ・ 用紙は市役所ホームページからダウンロード可能です。市役所 4 階 2 1 番窓口・金剛連絡所でも配布しております。



③ 育児休業明けで申請をした場合

- ・ 育児休業終了日によっては再度、延長後の育児休業期間が書かれた就労証明書を市役所へ提出してください。

④ 疾病・介護・看護要件で申請をした場合

- ・ 申請時に障害者手帳等の写しを提出した場合
⇒ 障害者手帳等の有効期間が切れた場合は、更新後の手帳の写しを市役所へ提出してください。
- ・ 詳しくはこども育成課までお問い合わせください。



⑤ 保育施設の空き状況を知りたい場合

- ・ 電話もしくは窓口にてお問い合わせください。

⑥ 希望園の変更をしたい場合

- ・ 電話もしくは窓口にてお申し付けください。なお、お伝えいただいた日以降の変更となります。

⑦ 入所申請を取り下げたい場合

- ・ 電話もしくは窓口にてお申し付けください。お電話いただいた日付で取り下げ処理を行います。

⑧ 入所決定後に辞退したい場合

- ・ 速やかにこども育成課までお知らせください。
※ 特別な理由なく入所を辞退され、同一年度内に再度保育所等の利用を希望する場合、利用調整においてマイナス点が付与されます。

(4) 在籍中の方へ

① 就労先等の変更がある場合

◇退職

⇒就労の要件で入所している児童の保護者が退職した場合、必ずこども育成課と入所している保育所等に退職した旨を報告してください。その後、求職活動される場合は、退職日の翌月から3か月以内に再就職されないと、退所となります。

なお、退職後も連絡なく保育所等の利用を続けていた場合は、当月末で退所となる場合があります。



◇就職・転職・起業

⇒就労証明書の提出が必要です。

※外勤の方は、就労先の方に就労証明書の記入をご依頼ください。

※自営業の方は、ご自身で就労証明書をご記入の上、営業証明書や開業届、直近の確定申告控えなど営業の事実が分かるものを添付してください。

◇その他

⇒申立書の提出が必要です。

※疾病や親族の介護看護、出産、在学中等の理由で保育施設を利用される場合は、医師の診断書や障害者手帳、母子手帳、学生証及びカリキュラム等の書類が必要です。

② 家族構成等に変更がある場合

・速やかにこども育成課までお知らせください。保育料等に影響がある場合は、基本的には変更があった月の翌月から変更となります。

※保護者の方の連絡先に変更がある場合についても、お知らせください。

③ 住居地に変更がある場合

◇市内でお引越し

⇒特にご連絡の必要はありません。こども育成課で転居が確認でき次第、送付先を変更いたします。

◇市外へお引越し

⇒お引越しが決まれた時点(原則転出予定日の約2か月前まで)で、速やかにこども育成課までお知らせください。

※基本的に、異動日が所属する月の月末で退所となります。富田林市外へ転出後も在籍施設へ引き続き通園をご希望される場合、手続きが必要です。



④ 新生児を出産された場合

- ・保育所等入所中に新生児を出産された場合、出産日から起算して8週間後の月末で出産の要件が終了します。翌月からの保護者の就労などの状況によって、入所されているお子さんの保育の実施を継続されるか、または退所されるかの確認をさせていただきます。

◇育児休業を取得する場合

⇒育児休業を取得する場合、在園児童の年齢に関わりなく保育の実施継続か退所かを選択できます（保育の実施継続を希望する場合は、就労証明書（育児休業期間記載済みのもの）をこども育成課に提出してください）。

◇育児休業を取得しない場合

⇒妊娠・出産の要件が終了した月の翌月から就労する人については、在園児童は保育の実施を継続します（その場合は、新生児の入所申し込みまたは新生児をどのようにして保育するかの確認書類が必要です）。

※妊娠・出産要件が終了した月の翌月から就労しない人については、在園児童は退所となります。

⑤ 登園できない場合

- ・熱が一定の体温以上の場合、保育所等では保育ができません。また、急な発熱（37.5度以上）や身体の具合が悪くなった場合は、お迎えに来ていただくよう電話などで連絡させていただきます。
- ・感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス、麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）など）にかかった場合は、治癒するまで保育所等をお休みいただいています。治癒後、登園するときには『登園に関する意見書』（入所後お渡しする健康手帳に記載）を在籍される保育所等に提出してください。詳細については各施設へお問い合わせください。
- ・台風などで警報が発令されたときは、休園または保育時間を変更する場合があります。

⑥ お子さんをご病気等の際に保育が必要な場合について（病児対応型病児保育事業）

- ・保育所等に通っているお子さんが急な病気にかかった時、保護者が仕事を休めず家庭での保育が困難な場合などに富田林病院の敷地内にある「なでしこ保育園」の専用スペースで保育士及び看護師（定期巡回）が保育を実施します。
- ・病児保育事業を利用する場合は、**毎年度、事前に登録が必要です**。利用登録の手続きは、オンラインでお申し込みいただくか、市役所4階こども育成課へお越しください。
- ・利用登録の方法及び利用方法など、詳しくは富田林市ホームページのこども育成課のページにございます「病児対応型病児保育事業（病児保育室なでしこ）のご案内」のページをご覧ください。



⑦ 保育施設の退所・転園について

◇退所の手続きについて

⇒必ずこども育成課と在籍保育施設に連絡の上、『退所届』を提出してください（退所月の20日までをお願いします）。用紙は、各保育施設に備えています。

◇転園について

⇒改めて入所申請が必要です。ただし、転園の申請をされた時点で、転園希望月の前月末で在園保育施設の退所が確定いたします。また、選考の結果保育施設への入所が決まらず、お子さまの所属がなくなる可能性があります。ご注意ください。

⑧ 長期間休園される場合

- ・保護者の都合により保育所等を長期間休園される場合、退所となる可能性があります。やむを得ない事情がある場合は、必ずこども育成課に事前にご連絡ください。

(5) その他の注意事項

- 保育を必要とする事由により、保育の実施期間を限定する場合があります。

- 保育を必要とする事由により、保育必要量（保育標準時間認定・保育短時間認定）を認定いたします。

（勤務の場合）

- ・保護者の就労時間（通勤含む）が120時間未満/月…保育短時間認定
- ・保護者の就労時間（通勤含む）が120時間以上/月…保育標準時間認定

※求職活動、育児休業、疾病の要件で入所の方は基本的には保育短時間認定となります。

※提出された証明書を基に認定しますので、保育短時間認定⇄保育標準時間認定に変更になる可能性のある方は必ず毎月20日までに証明書をこども育成課に提出してください。提出・申出のあった翌月より、認定変更します。

- 本市では、一部の市立保育所の民営化を進めています。今後の具体的な民営化計画はまだ決定していませんが、ご希望される市立保育所が将来民間保育所等となる可能性がありますので、ご注意ください。

4.市内保育所等の一覧

※ 保育年齢欄の産休明けとは、生後9週目以降をいいます。保育時間は園の都合により変更する場合があります。

施設種別	運営主体	施設名	所在地 電 話	保育年齢 (4月1日現在)	保育利用定員 (教育利用定員)	保育時間 (時間外保育も含む) 上段 平日 下段 土曜	休所日 (日曜・祝日を含む)	駐車場	園情報 詳細
保育所	市立	富田林保育園	富田林町14番27号 23-3941	産休明け～5歳	60	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	無	
		彼方保育園	大字彼方37番地 33-3943	産休明け～5歳	90			4台	
		大伴保育園	北大伴町二丁目12番4号 23-6579	産休明け～5歳	100			3台	
		若葉保育園	若松町三丁目2番20号 24-3308	産休明け～5歳	90			7台	
		金剛保育園	寺池台一丁目9番9号 29-1474	産休明け～5歳	120 ※R4年度より 120人規模に順次 縮小			12台	
		金剛東保育園	藤沢台一丁目4番4号 29-1600	産休明け～5歳	90			4台	
	社会福祉法人 菊水保育園	菊水保育園	廿山一丁目12番4号 29-3837	産休明け～5歳	120	7:00～19:00 7:00～19:00	12/30～1/4	約7台	
	社会福祉法人 徳風会	葛城保育園	久野喜台二丁目15番9号 29-9211	産休明け～5歳	150	7:00～19:00 7:00～18:00	12/30～1/4	約8台	
		常德保育園	常盤町14番21号 25-3561	産休明け～5歳	120	7:00～19:00 7:00～18:00	12/30～1/4	8台	
	社会福祉法人 凜優会	富貴の里保育園	小金台一丁目14番15号 28-7364	産休明け～5歳	150	7:00～19:00 7:00～19:00	12/30～1/4	約15台	
	社会福祉法人 華芯会	ふれんど保育園	桜井町二丁目1845番4 26-3571	産休明け～5歳	89	7:00～20:00 7:00～19:00	12/30～1/4	10台	
	社会福祉法人 朋星会	ともっち保育園	高辺台二丁目20番18号 28-1584	産休明け～5歳	66	7:00～19:00 7:00～18:00	12/30～1/4	10台	

幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人 光久福祉会	仮称) みどりこども園	若松町一丁目10番10号 24-4190	産休明け～5歳	134 (15)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	16台	
		梅の里こども園	梅の里一丁目2番5号 23-4555	産休明け～5歳	90 (10)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	9台	
		寺池台こども園	寺池台二丁目16番1号 69-7752	産休明け～5歳	108 (8)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	8台	
		伏山こども園	伏山一丁目23番43号 55-2480	産休明け～5歳	102 (8)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	17台	
	社会福祉法人 博光福祉会	葵 ^{りおん} 音つばさこども園	廿山510番4 40-0283	産休明け～5歳	105 (75)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	10台 ※乳児優先 (3歳児以上 送迎バス有)	
	社会福祉法人 千早赤阪福祉会	げんき桜こども園	甲田一丁目14番9号 68-7018	産休明け～5歳	90 (10)	7:00～19:00 7:00～18:00	12/29～1/4	23台 【げんき桜桃保 育園と併用】	
	社会福祉法人 ラポール会	くみの木こども園なかの	中野町一丁目226番1 23-8827	産休明け～5歳	99 (15)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	16台	
	学校法人 Hope International Academy	しろがね幼稚園	錦織東一丁目18-13 25-7600	産休明け～5歳	120 (42)	7:00～19:00 7:00～19:00	12/29～1/3	20台	
幼稚園型 認定こども園	学校法人 大橋学園	平成幼稚園	小金台一丁目14-26 28-2220	1歳～5歳	65 (114)	7:30～19:00 7:30～19:00	12/29～1/3	30台	
保育所型 認定こども園	社会福祉法人 大地福祉会	宙保育園	高辺台二丁目14番24号 70-7780	産休明け～5歳	90 (3)	7:00～19:00 8:00～17:00	12/29～1/4	15台	
	社会福祉法人 千早赤阪福祉会	げんき桜 ^{さくらんぼ} 桃保育園	甲田一丁目14番11号 69-8875	産休明け～5歳	60 (5)	7:00～18:30 7:00～18:00	12/29～1/4	23台 【げんき桜こ ども園と併用】	
家庭的 保育事業	NPO法人 ふらっと スペース金剛	「Kotona (ことな)」	寺池台一丁目9番70号 69-7507	生後6ヶ月 ～2歳	5	8:30～16:30 8:30～16:30	12/29～1/3	無	
	NPO法人 CMP	チアメイト梅の里	梅の里二丁目28番8号 21-7567	生後6ヶ月 ～2歳	5	8:30～17:00 8:30～17:00	12/29～1/3	2台	
	一般社団法人 CLOVER	おうちのような保育園 てくてく	向陽台五丁目7-20 21-7571	生後6ヶ月 ～2歳	5	8:00～18:00 8:30～16:30	12/29～1/3	2台	

5. 保育料（保育所等利用者負担額）について

※保育料の発生について・・・保育料は在籍があるお子さんについて毎月発生するものです。

欠席をされても日割り対応等の減額はいりません。

次の（１）～（４）に基づいて保育料を決定します。

（１）保育料（保育所等利用者負担額）の算定方法

- 保育料（保育所等利用者負担額）は、国が定めた基準額をもとに、市町村において決定することになります。また、保育料は原則、児童の父母の市町村民税所得割課税額（以下「課税額」）の合計で算定します。（この場合の課税額については、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等、税額控除適用前の課税額となります。）

ただし、祖父母と同居している世帯で、家計の主宰者が父母以外の場合、その家計の主宰者の課税額も算定に加える場合があります。※世帯分離していても同じです。

祖父母と同居していても父母のみで一定の収入（父母の年収が１０３万円以上）が確認できる場合には、父母のみの課税額で保育料を算定します。

- 保育料の決定については、４月～８月分は前年度、９月～翌年３月は当該年度の課税額を用いて算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

毎年9月が保育料の切り替え時期になります。

- 政令指定都市では平成30年度より府民税から市民税への税源移譲が行われ、住民税中の府民税と市民税の比率が4：6から2：8に変わっています。そのため、政令指定都市で課税されていた方は、計算に用いる市民税所得割額が、従来より高くなっています。この差を是正するため、政令指定都市で課税されていた方の課税額を本市での課税額に算定しなおし、保育料の算定基準額としています。
- 保育料決定後に市民税の変更を確認した場合、変更日の翌月から保育料を更正します。（こども育成課にて市民税の変更が確認できない場合がありますので、市民税に変更が生じた際は速やかにこども育成課へお知らせください。）
- 保護者の税情報の未申告により保育料等が仮決定の場合、当該年度内に税情報の申告が確認できなければ、遡って保育料等を変更できません。ご了承ください。



（２）保育料（保育所等利用者負担額）の軽減

① 多子家庭の保育料軽減について

- 就学前のこどもが２人以上いる世帯について、保育所等を利用する最年長のこどもから数えて、第二子は半額、第三子以降は無償となります。私立幼稚園等にきょうだいが在園している場合、その施設に在籍していることがわかる在園証明書などの提出が必要となります。
- 課税額が５７,７００円未満の多子世帯は、多子と数える子の年齢制限がありません。生計を一にするすべての子を対象として数えるものとし、第二子は半額、第三子は無償となります。世帯内に子がいる場合はこども育成課で確認できますが、寮で暮らしているなど別居している場合は確認できませんので、別居している子と生計が同一とわかる書類が必要です。
《例》・税扶養にしていることがわかるもの（源泉徴収票や確定申告書、市民税額の申告書の写し等で扶養控除の氏名記載がされているもの）

② 年収３６０万円未満相当のひとり親世帯等について

- 市民税課税額が７７,１０１円未満のひとり親世帯等の保育料は、無償となります。
ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭及び保護者または同一の世帯に属する方において、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・特別児童扶養手当の証書・障害基礎年金を受給している方は年金証書をお持ちの場合をいいます。
ひとり親世帯以外につきましては、下記の書類の写しが必要になります。
 - ・身体障害者手帳
 - ・特別児童扶養手当の証書
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・障害基礎年金の年金証書
 - ・療育手帳
- ※書類の提出があった翌月から、保育料等を変更します。

（３）保育料の納付と滞納への対応について

- 必ず期限内に納付をお願いします。
- 富田林市が徴収する保育料（公立保育所、私立保育所）で、納付期限内に納付がなければ、督促状や催告書を送付します。分納相談及び滞納解消に取り組んでおらず未納が続く場合、期限内に納付いただいている大多数の保護者様との公平性を保つため、未納者に対して、下記のとおり、対応を徹底しています。
 - ・給与や預貯金などを調査し、差し押さえ等の滞納処分を厳正に行ないます。
 - ・期限までに納付すべき金額を納付されない場合は、児童手当から保育料の特別徴収（引き去り）をします。ご注意ください
 - ・ご自宅または保育所へ徴収に伺います。

（４）その他

- 利用者負担額の納付方法は利用する施設により異なります。

＜保育所をご利用の場合＞

- ・保育料の納付は口座振替による自動引き落としを基本としております。指定金融機関にてご登録いただきますようお願いします。必要事項をご記入の上、指定金融機関にご提出ください。引き落とし日は毎月末日となります。
- ・納入通知書（納付書）にてお支払いをご希望の場合は、当月の２週目頃に郵送にて請求します。当月の末日までにスマートフォンアプリ、コンビニエンスストア、金融機関等窓口にてお支払いください。

※ご利用いただけるスマートフォン決済サービスは以下のとおりです。

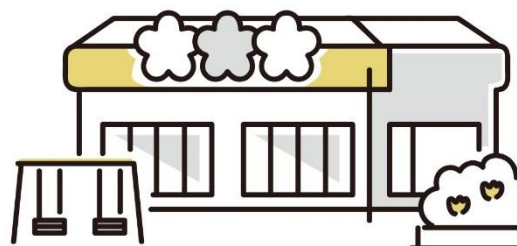
- O PayPay （アプリの残高払い）
- O PayB （登録銀行からのリアルタイム口座振替）
- O Fami Pay （アプリの残高払い）
- O au PAY （アプリの残高払い）

※アプリのご利用方法については、各社のホームページ等でご確認ください。

※領収書は発行されませんので、支払い完了通知メールまたはアプリ上の取引履歴でご確認ください。

＜認定こども園・家庭的保育をご利用の場合＞

- ・各園にて利用者負担額を徴収します。納付方法については各園にお問い合わせください。
 - 納付した後、保育料に変更が生じた場合は、翌月以降に充当などを行い調整します。
 - 月の途中で入所した人については、その月の保育料は日割り計算します。
《計算方法》 月額保育料×在籍日数（休園日を除く）÷ 25 （※10円未満切り捨て）
 - 入所児童が病気やその他やむを得ない理由により同一月中において、保育を受けなかった場合、保護者の申請により本市が認めた時は保育料の減免があります。
（例）お子さん自身が病気やケガ等で入院していたため登園できなかった場合など
 - ・連続して 15 日以上保育を受けなかった場合・・・保育料の徴収額の 2 分の 1 が免除
 - ・1 日も保育を受けなかった場合・・・・・・・・・・保育料全額免除
- ※申請の際には、登園できない状態であったことを証明する書類（診断書等）が必要です。
（診断書等に係る費用については保護者のご負担となりますのでご了承ください。）
- 3～5歳児の副食費について、年収 360 万円未満相当の世帯のこども及び、保育所等を利用するこどものうち最年長のこどもを第 1 子とした第 3 子以降のこどもは免除となります。
 - 令和 9 年 4 月 1 日時点での年齢が 3～5 歳の児童については、保育料が無償です。P16～18 の各保育所等の諸費につきましては、保護者の負担となります。



(4) 保育所等保育料(特定保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額表)(令和9年度)

(月額、単位：円)

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
な
し

各月初日の入所子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額		
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児
			第1子	第2子	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	
C 1	均等割のみ課税 (所得割は非課税)	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	8,300 (8,200)	4,150 (4,100)	
C 2	所得割5,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	9,200 (9,100)	4,600 (4,550)	
C 3	所得割5,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	10,200 (10,100)	5,100 (5,050)	
D 1	所得割48,600円以上 52,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	11,200 (11,000)	5,600 (5,500)	
D 2	所得割52,000円以上 62,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	13,000 (12,800)	6,500 (6,400)	
D 3	所得割62,000円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	15,700 (15,500)	7,850 (7,750)	
D 4	所得割73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	
		上記以外の世帯	20,000 (19,700)	10,000 (9,850)	
	所得割77,101円以上97,000円未満		20,000 (19,700)	10,000 (9,850)	
D 5	所得割97,000円以上116,000円未満		26,000 (25,600)	13,000 (12,800)	
D 6	所得割116,000円以上137,000円未満		33,000 (32,600)	16,500 (16,300)	
D 7	所得割137,000円以上169,000円未満		40,000 (39,500)	20,000 (19,750)	
D 8	所得割169,000円以上180,000円未満		44,500 (43,800)	22,250 (21,900)	
D 9	所得割180,000円以上196,000円未満		46,000 (45,300)	23,000 (22,650)	
D 1 0	所得割196,000円以上212,000円未満		47,500 (46,800)	23,750 (23,400)	
D 1 1	所得割212,000円以上301,000円未満		49,000 (48,300)	24,500 (24,150)	
D 1 2	所得割301,000円以上397,000円未満		51,000 (50,200)	25,500 (25,100)	
D 1 3	所得割397,000円以上		66,000 (65,000)	33,000 (32,500)	

※()内の金額は保育短時間認定を受けた場合の保育料です。

※所得割額は税額控除(寄付金控除、住宅借入金等特別控除など)適用前の税額で算定します。

※多子については、就学前のこどもにつき年長者から第1子、第2子とカウントします。第3子は無償です。

6. 各保育所等の諸費

[illegible]

民間保育施設	伏山こども園 (施設種別： 幼保連携型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額240円 ○給食費（3歳以上児）・・・月額5,600円<主食費500円、副食費5,100円（免除者は0円）> ○諸費・・・月額2,500円（3～5歳児クラス） ※教育・保育の内容充実の一部、教材、遠足代などに充当します。 ○入園時に帽子・・・940円 ○体操服（3歳以上児）3,520円[半袖上衣1,870円・半トレパン1,650円] ○延長保育料 【短時間認定児】7:00～9:00（1時間毎100円）17:00～18:00（1時間100円） ※短時間認定児の18:00以降は、標準時間認定児に準じます。 【標準時間認定児】18:00～19:00（30分毎100円）
	葵音つばさ こども園 (施設種別： 幼保連携型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額約200円 ○セキュリティカード、フォルダー代・・・1,850円 ○給食費（3歳以上児）・・・月額6,500円<主食費1,400円、副食費5,100円（免除者0円）> ○バス代・・・月額3,500円（3歳児以上利用者のみ。初回申込金5,000円が別途必要） ※土曜日を除く朝・昼・夕運行予定。園が決めた経路と時間になります。 ○教育充実費・・・月額5,000円（継続児童を含めて、すべての3歳児以上に必要です） ○午睡用布団リース代・・・月額740円（0、1、2歳児）※市外在住の方は1,290円 ○絵本代・・・月額約600円（0、1、2歳児） ○空調衛生管理費・・・月額300円（0、1、2歳児） ○卒園準備金・・・学期ごとに3,000円（5歳児のみ） ○3歳児クラスからは、制服・体操服（男児：約55,000円 女児：約56,000円）・制靴・運動靴（約9,350円：上靴を除いた額です）をご購入いただきます。 ○個人用持ち物として、通園リュック（3歳児以上）・カラー帽子・クレパス・自由画帳はさみ等をご購入いただきます。（学年によって内容が異なります） ○延長保育料 <短時間認定児>7:00～9:00、17:00～19:00（1時間100円） ※18:00～は追加で1時間700円がかかります。 <標準時間認定児>18:00～19:00（30分毎100円） ※18:30～延長保育未承認の方は700円がかかります。
	げんき桜 こども園 (施設種別： 幼保連携型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額約240円 ○給食費（3歳以上児）月額7,100円<主食費2,000円、副食費5,100円（免除者0円）> ○特別保育費・・・月額6,000円（すべての4・5歳児）、月額4,000円（すべての3歳児） ○教育環境充実費・・・月額500円（すべての園児） ○午睡用布団リース代・・・0・1・2歳児：月額750円（市の補助あり） 3、4、5歳児：月額1,200円（午睡用布団は、全員リースしていただきます。） ○2歳児クラスからは、通園リュック・体操服・ぞうり（37,780円）をご購入いただきます。 ※金額については変更になる可能性があります。 ○3歳児クラスからは、通園リュック・制服・体操服・うわぐつ・ぞうり（75,779円）をご購入いただきます。 ※金額については変更になる可能性があります。 ○個人用持ち物として、カラー帽子・クレパス・マーカーなどをご購入いただきます。 ○延長保育料 【短時間認定児】7:00～9:00（1時間100円）、17:00～19:00（10分毎100円） 【標準時間認定児】18:00～19:00（10分毎100円）
	くみの木 こども園 なかの (施設種別： 幼保連携型 認定こども園)	○給食費（3歳以上児）・・・月額5,600円<主食費500円、副食費5,100円（免除者は0円）> ○諸費・・・月額2,500円 ※教育・保育の内容充実の一部、教材、遠足代などに充当します。 ※日本スポーツ振興センター掛け金年額240円を含む。 ○入園時に帽子・・・940円 ○体操服（3歳以上児）3,410円～[半袖上衣1,760円～・半トレパン1,650円～] ○延長保育料 【短時間認定児】7:00～9:00（1時間毎100円）17:00～18:00（1時間100円） ※短時間認定児の18:00以降は、標準時間認定児に準じます。 【標準時間認定児】18:00～19:00（30分毎100円）
	しろがね幼稚園 (施設種別： 幼保連携型 認定こども園)	○給食費（3歳以上児） 月額8,500円 ○入園準備金（入園に係る準備費用、事務経費、保険等） 年額15,000円 ○制服等代金（3歳児以上） 26,050円 ○特定負担金（教育行事関係費用・保健衛生費・施設整備維持関係費等） （3歳児以上）月額6,000円、（0歳～満3歳児）月額3,500円 ○延長保育料・・・教育時間外は別途費用がかかります

民間 保 育 施 設	平成幼稚園 (施設種別： 幼稚園型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛金 年額 240円 ○給食費 3歳以上児（2号認定） 週6回 月1回弁当有り 月額6,000円〈主食費1,000円、副食費5,000円〉 ○教育施設充実費 月額2,000円実費（全園児） ○水泳指導費 月額2,000円 2歳児以上（温水プール 専任コーチによる指導） ○バス協力費 月額3,000円 2歳児以上 ○新入園児制服、水着、お道具箱一式 約36,000円 ○絵本代 年額1,000円前後 ○年長のみ 宿泊代、アルバム代、お別れ遠足代等 別途徴収になります ○延長保育 【短時間認定児】8:30~16:30 7:30~8:00（30分200円） 16:30~18:00の間300円 18:00~19:00（30分毎に300円） 【標準時間認定児】7:30~18:30 18:30~19:00（30分毎に300円）
	宙保育園 (施設種別： 保育所型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額240円 ○給食費（3歳以上児）・・・月額5,800円<主食費700円、副食費5,100円（免除者は0円）> ○おむつ代（0~1歳児）・・・月額1,400円~1,600円程度 ○レンタル布団代（0~2歳児）・・・月額440円 ○衛生費・・・月額50円 ○絵本代（2~5歳児）・・・月額500円程度 ○入園時に購入していただくもの・・・カラー帽子980円（1~5歳児） リュックサック1850円（2~5歳児） ※保育に必要なものは、原則園で用意します。
	げんき桜桃 保育園 (施設種別： 保育所型 認定こども園)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額約240円 ○給食費（3歳以上児）月額7,100円<主食費2,000円、副食費5,100円（免除者は0円）> ○特別保育費・・・月額5,000円（3歳児）月額6,000円（4.5歳児） ○教育環境充実費・・・月額500円（すべての園児） ○午睡用布団リース代・・・0,1,2歳児：月額750円（市の補助あり） 3,4,5歳児：月額1,200円（午睡用布団は、全員リースしていただきます。） ○2歳児クラスからは、体操服・ぞうり（約30,000円）をご購入いただきます。 ※金額については変更になる可能性があります。 ○3歳児クラスからは、制服・体操服・うわぐつ・ぞうり（約70,000円）をご購入いただきます。 ※金額については変更になる可能性があります。 ○個人用持ち物として、通園リュック（2歳児以上）・カラー帽子・連絡ノート・クレパス・マーカー ・自由画帳・はさみ等をご購入いただきます。（年齢により異なります。） ○延長保育料 【短時間認定児】7:00~9:00（1時間100円）、17:00~18:30（10分ごとに100円） 【標準時間認定児】18:00~18:30（10分100円）
	「Kotona (ことな)」 (施設種別： 家庭的保育事業)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額240円 ○入園時に帽子・・・1,000円
	チアメイト 梅の里 (施設種別： 家庭的保育事業)	○お誕生日証書・・・350円 ○お知らせ袋・・・290円 ○集金袋・・・60円 ○園帽子・・・1,005円 ○団体傷害保険・・・250円
	おうちのような保 育園 てくてく (施設種別： 家庭的保育事業)	○日本スポーツ振興センター掛け金・・・年額240円 ○お誕生日カード・・・年額350円 ○教育環境充実費・・・月額500円 ○園帽子・・・1,050円 ○お知らせ袋・・・310円 ○集金袋・・・90円 ○延長保育料 8:00~8:30、16:30~18:00（30分500円）

※各費用については、物価高騰等社会情勢に応じ変更になる可能性があります。

※詳しい準備物や金額等は各保育施設にお問い合わせください。

7. Q&A

Q1. 認定こども園はどんな施設ですか？

A. 認定こども園は教育と保育を一体的に行う施設です。下記の①～③の特徴を持っています。

- ①幼稚園と同様の4時間程度の教育
- ②保育を必要とする事由がある児童に対して8～11時間程度の長時間保育
- ③通園する園児の家庭に限らず地域の子育て家庭を対象に子育て支援事業を行う

Q2. 保育短時間と保育標準時間の違いは何ですか？

A. 保育短時間と保育標準時間で、保育料に含まれている保育時間が異なります。下記設定時間を超えた場合は、超えた分の時間に対して延長保育料が発生する場合があります。詳しくは「6.各保育所等の諸費(P.16～18)」をご覧ください。各保育施設までお尋ねください。

なお、保育短時間／保育標準時間は、保護者の保育を必要とする事由を鑑み決定いたします。事由や状況が変わった場合は速やかにこども育成課までお申し出ください。その後の手続きをご案内するとともに認定変更がある場合はそちらについてもご案内いたします。

保育短時間認定・・・8時間までの預かり

保育標準時間認定・・・11時間程度の預かり

Q3. 費用は各保育施設によって違いますか？

A. 保育料は市が保護者の市民税をもとに算定しているため、どの保育施設にお通いいただいた場合でも同一の料金となります。詳しい保育料の決定方法については、「4.保育料（保育所等利用者負担額）について(P.12～15)」をご覧ください。

ただし、諸費については各保育施設によって異なります。ご注意ください。詳しくは、「6.各保育所等の諸費(P.16～18)」をご覧ください。各保育施設までお尋ねください。

Q4. 育児休業中でも保育所等への入所申請は可能ですか？

A. 基本的には申請不可ですが、例外的に可能となる場合がございます。

育児休業中に保育所等へ入所はしていただけません。ご利用されたい場合は、育児休業から復帰していただく必要がございます。

育児休業中に保育所等への入所申請が可能な場合は、現在保育所等に在籍しているお子さんの転園申し込みの場合やその他事情がある場合のみとなります。

詳しくはこども育成課までお問い合わせください。

Q5. 「妊娠・出産」の要件で保育所等へ入所した場合は、要件終了後も保育所等を利用できますか？

A. 基本的に「妊娠・出産」の要件で保育所等へ入所した場合は、産後8週後の月末で退所となります。こども育成課で出産を確認次第、書類をご自宅へ送付いたします。ご確認の上お手続きをお願いいたします。

ただし、入所申請時に「妊娠・出産」以外の要件が確認できる書類(保護者全員分)をご提出いただいた場合に限り、産後8週後も引き続き保育所等をご利用いただけます。

Q6. 仕事を辞めました。施設は退所しなければなりませんか？

A. 保育所等の利用には「保育を必要とする事由」が必要となります。そのため、ご退職された場合は退所となります。ただし、退職後求職活動を行う場合は、申立書をご提出いただいた上で3ヵ月まで求職活動の要件でお通いいただくことが可能となります。

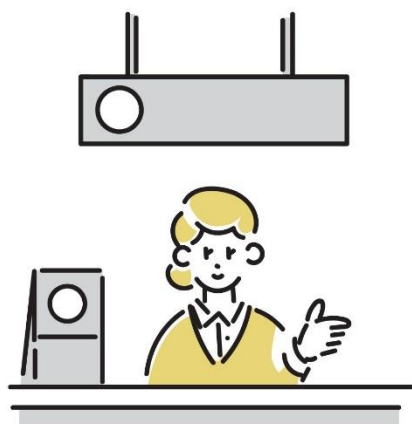
なお、退職後も連絡なく保育所等の利用を続けていた場合は、当月末で退所となる場合があります。

Q7. 富田林市外へ引っ越す予定があります。何か手続きが必要ですか？

A. 富田林市外へご転出される場合は、基本的に転出される月の月末で退園となります(毎月1日付での転出の場合は前月末)。退園月の20日までに退園届を在籍施設までご提出ください。

また、ご転出後も在籍施設にお通いになりたい場合は別途手続きが必要です。ご転出予定日の約2か月前までにこども育成課までご相談ください。

富田林市役所 こども育成課



窓口で相談
市役所4階 21番窓口



電話で相談
0721-25-1000
(内線：292・293・294)

8. お役立ちシート

申し込み時持ち物チェック表

該当の提出書類のチェック欄に○を記入するなどしてご活用ください。
下記書類は、「保育所等利用ガイドブック」に添付されています。
また、富田林市ホームページにて様式をダウンロードすることも可能です。



必要書類①（下記の書類全てを提出する必要があります。）

提出書類		記入者	チェック
教育・保育給付認定(変更)申請書(兼保育所等入所申込書) 【両面】(※申し込み対象児童1人につき1枚必要です。)		保護者	
利用希望日時点で、 0・1・2歳児の場合	児童健康問診票(0・1・2歳児)【両面】 (※申し込み対象児童1人につき1枚必要です。)	保護者	
利用希望日時点で、 3・4・5歳児の場合	児童健康問診票(3・4・5歳児)【両面】 (※申し込み対象児童1人につき1枚必要です。)	保護者	
家庭等の状況届 (※各家庭につき1枚必要です。)		保護者	

必要書類②（該当する保育事由を選択し、指定する書類の提出が必要です。）

状況	提出書類	記入者	チェック
就労中の方 (育児休業取得中の方含む)	就労証明書 ※自営業の場合は添付書類あり	就労先 ※自営業の場合は自営業主	父・母・()
就労が内定している方	就労証明書 (※内定状態で就労証明書を就労先が記入不可の場合は申立書)	就労先	父・母・()
産前産後8週間	申立書【両面】 +母子健康手帳(表紙、分娩予定日が分かる ページ)のコピー	保護者	
疾病・障がい	申立書【両面】 +障害者手帳のコピー(※お持ちの方のみ) (※手帳がない場合は申立書(医療機関記入欄)に 記載必要)	保護者 ※医療機関記入欄は医師	父・母・()
親族の介護・看護	申立書【両面】 +介護・看護が必要な旨の診断書 (※申立書(医療機関記入欄)に記載がない場合のみ) +障害者手帳のコピー(※お持ちの方のみ)	保護者 ※医療機関記入欄は医師	父・母・()
災害復旧	申立書【両面】	保護者	父・母
求職活動	申立書【両面】	保護者	父・母
就学	申立書【両面】 +学生証(在学証明書)+カリキュラム表	保護者	父・母

※チェック欄については父母以外が保護者になっている場合・65歳未満の同居の祖父母がいる場合は、()内に申し込み対象児童との関係を記入してください。

世帯の状況等により必要となる書類

書類が必要となる状況	提出書類	チェック
申し込み時点で富田林市民ではない場合	不動産契約書等の写し	

※入所日当日までに転入が確認できない場合は入所が内定が取り消しになります。

提出は必要ないが申請当日に必要な書類

必要書類	チェック
申し込み対象児童の母子手帳	
申し込み対象児童の同居家族全員分のマイナンバー確認書類 (※申し込み対象児童含む) (例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票等)	

M E M O



問い合わせ

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 4階 こども育成課（21番窓口）

電 話 0721-25-1000（内線 292～294）

F a x 0721-24-8976

W e b 富田林市ホームページ 【こどもを預けたい】

くわしくはこちらをチェック

